

地方競馬活性化会議規則

(平成20年2月25日決定)

(平成22年4月30日一部改正)

(令和3年4月23日一部改正)

(令和5年3月3日一部改正)

第1条 地方競馬全国協会定款（以下単に「定款」という。）第31条の規定に基づく地方競馬活性化会議（以下「活性化会議」という。）の議事の手続その他活性化会議の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

第2条 活性化会議は、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）が行う地方競馬の活性化に係る施策の調整その他地方競馬の振興に資することを目的とする。

第3条 活性化会議は、次に掲げる事項について、審議し、又は調整を行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 業務方法書の作成及び変更
- (3) 予算及び決算
- (4) 事業計画の作成及び変更
- (5) 競馬の開催回数、1回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関する調整又は助言及びその変更
- (6) 競馬を行う都道府県等が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備
- (7) 競馬法第21条の規定により委託を受けて行う競馬の実施に関する事務の実施
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競馬活性化計画の作成及び変更並びに計画に基づく取組の評価、その他の地方競馬の振興を図るため必要と認められる事項

第4条 活性化会議に議長を置く。

2 議長は、活性化会議の委員（定款第31条第2項の規定により活性化会議を構成する者をいう。以下同じ。）の互選により決定する。

3 議長は、議事を整理する。

4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を行う。

第5条 議長の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

2 議長は、任期満了後も後任の議長が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第6条 活性化会議は、議長が招集する。

2 活性化会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第7条 会議に出席できない委員は、その委員が指名する代理人を出席させることができる。

2 前項の規定により代理人を出席させた委員は、前条第2項の適用においては、会議に出席したものとみなす。

第8条 活性化会議は、必要に応じて適当と認める者の説明又は意見の開陳を求めることができる。

第9条 会議を開いたときは、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の経過の概要
- (4) 合意した事項及びその結果

2 議事録には、議長及び議長の指名する委員1名の氏名を記載しなければならない。

第10条 緊急を要する場合その他議長が必要と認める場合には、事案の概要を記載した書面を委員に送付して書面による賛否の回答を求め、その結果をもって活性化会議の決定とすることができる。

2 第3条各号に掲げる事項のうち、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる名称又は字句の変更その他議長がこれに準ずる軽微な事案と認める事項については、議長の承諾をもって活性化会議の決定とすることができる。

3 前2項の規定により会議を開かないで活性化会議の決定とした場合は、議長は、遅滞なく、文書をもって委員にその経過及び決定の内容を通知するものとする。

第11条 活性化会議は、必要に応じて、下部組織を置くことができる。

2 前項に規定する下部組織の設置及び運営に関する事項は、別に定める。

第12条 活性化会議の事務を処理するため協会に事務局を置く。

第13条 この規則に定めるもののほか、活性化会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年2月25日から施行する。

この規則は、平成22年4月30日から施行する。

この規則は、令和3年4月23日から施行する。

この規則は、令和5年3月3日から施行する。